

パレスチナ自治区ガザ地区における人道的停戦への
政府のイニシアティブを求める意見書

12月7日現在、パレスチナ自治区ガザ側の死者は17,000人を超え、3分の2は民間人であり、その多くは女性や子どもたちと言われている。

ハマスによる無差別攻撃や人質をとる行為は国際法違反である。他方、イスラエルはハマスの攻撃からの「自衛」を主張しているが、民間人への武力攻撃は戦時国際法のジュネーブ諸条約などで禁じられている。

国連のグテレス事務総長は、12月6日、国連安全保障理事会に書簡を送り、パレスチナ・ガザの「人道的大惨事」を回避するよう強く求め、イスラエルとハマスに対して、全面的な人道的停戦を求めるよう訴えた。同事務総長は、「ガザ全土で民間人が深刻な危険に直面している」「ガザに安全な場所はない」と強調しており、国連の言うガザの「破局的な人道状況」の打開には一刻の猶予も許されない。

いかなる紛争も軍事対軍事の衝突では、悪循環に陥るだけで解決はできない。12月8日の国連安全保障理事会の「パレスチナ自治区ガザでの人道目的の即時停戦を求める決議案」に賛成し、さらに12月12日の国連総会の緊急特別会合で「人道目的の即時停戦を求める決議案」に152カ国とともに賛成した日本政府へは、各国政府や国際機関と協力し、下記の事項について強く働きかけるとともに紛争の平和的解決に全力を尽くすことを強く求める。

記

1. イスラエルとハマスに対して、即時停戦のための交渉のテーブルにつくよう強く働きかけること。
2. イスラエル、パレスチナ双方と信頼関係を構築してきた日本が、その独自の立場を生かして、停戦及び人道支援の速やかな実施に向けて、国際社会での議論をリードすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

広島県庄原市議会

(提出先)内閣総理大臣/外務大臣/衆議院議長/参議院議長